

医療法人社団 涓泉会 山王リハビリ・クリニック
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
運 営 規 程

第 1 条 医療法人社団 涓泉会が開設する山王リハビリ・クリニックが実施する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 要介護状態にある者又は要支援状態にあるもの（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 山王リハビリ・クリニックが実施する指定訪問リハビリテーションの従事者、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅介護支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 4 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名 称 医療法人社団 涓泉会 山王リハビリ・クリニック

2 所在地 東京都大田区東雪谷3丁目4番2号

TEL（直通）03-6388-0298 （代表）03-5754-2672

FAX 03-3729-3183

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 指定訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1 医師 1名以上

医師は、指定訪問リハビリテーションの計画策定を従事者と共同して作成するとともに、指定訪問リハビリテーションの実施に係わる従事者への指示を行う。

2 従事者

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

また利用者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から土曜日 午前 8時30分 から 午後17時30分
ただし、12月29日～1月4日までを除く。

(訪問リハビリテーションの提供方法、内容)

第 7 条 指定訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第 8 条 指定訪問リハビリテーションの提供にあたって、利用者に関わる指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者または地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）の連携について以下のとおりとする。

- 1 指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法内容の変更希望があつた場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、線密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して訪問リハビリテーションの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(訪問リハビリテーション計画の作成等)

第 9 条 指定リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、訪問看護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそつた訪問リハビリテーション計画を作成する。

- 2 訪問リハビリテーション計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、訪問リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 10 条 従事者は、指定リハビリテーションを提供した際には、その提供日・内容、当該指定リハビリテーションについて、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわつて支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の業務を実施する地域は以下の地域とする。

大田区 山王、中央、東馬込、南馬込、北馬込、中馬込、西馬込、

大森西、大森北、東雪谷、南雪谷、上池台、北嶺町、東嶺町、
池上、仲池上、久が原、石川町、雪谷大塚町、南千束、北千束2・3丁目
品川区 西大井、大井

(指定訪問リハビリテーションの利用料等)

- 第 12条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その額の自己負担割合分とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
 - 3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
 - 4 指定訪問リハビリテーションの利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

- 第 13条 訪問リハビリテーションの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 14条 従事者は、指定訪問リハビリテーションを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーションを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 15条 事業所は利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(損害賠償について)

- 第 16条 事業所は、事業所の責に帰すべき事由より利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が減免される場合がある。

(非常災害等について)

- 第 17条 非常災害等については次のとおりとする。
- 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。
- (1) 防火責任者には、事業所管理者が防火管理者の資格を持った従事者を任命することとし、

火元責任者には現場責任者をあてる。

- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は法人担当者が立ち会う。
 - (4) 非常災害用設備は常に有効の保持するように努める。
 - (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるために、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
 - (6) 防災責任者は、従事者に対して防火教育、消防訓練を実施するものとする。
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

（衛生管理及び従事者の健康管理等）

第 18 条 衛生管理及び従事者の健康管理等は、次のとおりとする。

- 1 指定訪問リハビリテーションに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

（相談・苦情対応）

第 19 条 相談・苦情対応は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

（身体拘束の禁止）

第 20 条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、利用者、家族、他の利用者、訪問看護従事者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、訪問看護従事者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をサービス提供記録書に記載する。

（高齢者の虐待防止）

第 21 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
 - ④ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業所は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 涓泉会山王リハビリ・クリニックが定めるものとする。

付 則 この規定は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

平成 27 年 6 月 1 日 一部変更

平成 28 年 1 月 5 日 一部変更

平成 28 年 4 月 1 日 一部変更

平成 29 年 4 月 1 日 更新

平成 29 年 5 月 1 日 一部変更

平成 29 年 9 月 1 日 一部変更

平成 29 年 10 月 1 日 一部変更

平成 30 年 4 月 1 日 一部変更

平成 30 年 7 月 1 日 一部変更

令和 元年 10 月 1 日 一部変更 (別紙料金表含む)

令和 元年 11 月 1 日 一部変更

令和 2 年 9 月 1 日 一部変更

令和 3 年 4 月 1 日 一部変更 (別紙料金表含む)

令和 4 年 4 月 1 日 一部変更 (別紙料金表)

令和 5 年 5 月 1 日 一部変更

令和 6 年 6 月 1 日 一部変更 (別紙料金表含む)

運営規定 別紙1-1 (介護保険・・訪問リハビリテーション費)

第12条 (利用料その他の費用の額)

介護保険給付対象のサービス利用料金

□基本料金	ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
訪問リハビリ：20分	3,418円	342円	684円	1,026円
訪問リハビリ：40分(20分を2回)	6,837円	684円	1,368円	2,052円
訪問リハビリ：60分(20分を3回)	10,256円	1,026円	2,052円	3,077円

□加算料金	ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所後または認定日から3ヶ月以内) /日	2,220円	222円	444円	666円
リハビリテーションマネジメント加算1イ /月	1,998円	200円	400円	600円
リハビリテーションマネジメント加算2ロ /月	2,364円	237円	473円	710円
リハビリテーションマネジメント加算3 /月	2,997円	300円	600円	900円
認知症短期集中リハ加算 /日	2,664円	267円	533円	800円
口腔連携強化加算 /回	555円	56円	111円	167円
退院時共同指導加算 /回	6,660円	666円	1,332円	1,998円
移行支援加算 (該当期間のみ) /日	188円	19円	38円	57円
サービス提供体強化制加算(I) /回	66円	7円	14円	20円

サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。

運営規定 別紙1-2 (介護保険・介護予防訪問リハビリテーション費)

第12条 (利用料その他の費用の額)

介護保険給付対象のサービス利用料金

□基本料金	ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
訪問リハビリ：20分	3,307円	331円	662円	993円
訪問リハビリ：40分(20分を2回)	6,615円	662円	1,323円	1,985円
訪問リハビリ：60分(20分を3回)	9,923円	993円	1,985円	2,977円

□加算料金	ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所後または認定日から3ヶ月以内) /日	2,220円	222円	444円	666円
訪問リハビリテーション減算 (開始月から12月超) /回	-333円	-34円	-67円	-100円
口腔連携強化加算 /回	555円	56円	111円	167円
退院時共同指導加算 /回	6,660円	666円	1,332円	1,998円
サービス提供体強化制加算(I) /回	66円	7円	14円	20円

サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。

第12条 (利用料その他の費用の額)

□基本料金	ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
訪問リハビリ：20分	3,000円	300円	600円	900円
訪問リハビリ：40分(20分を2回)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
訪問リハビリ：60分(20分を3回)	9,000円	900円	1,800円	2,700円

サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。